

○老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十二号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第二百四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（準用規定）

第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）

第二条第二項第四号の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

（準用規定）

第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）

第二条第二項第五号の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

（附則第百五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（更生医療の給付）

第二十条（略）

2 更生医療の給付は、厚生労働大臣が障害者自立支援法
（平成十七年法律第 号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関に委託して行うものとする。

3～5（略）

（更生医療の給付）

第二十条（略）

2 更生医療の給付は、厚生労働大臣が身体障害者福祉法
（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条第四項に規定する指定医療機関に委託して行なうものとする。

3～5（略）

○母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

（附則第二百六条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（養育医療）	（養育医療）	
第二十条　（略）	第二十条　（略）	
2／5　（略）	2／5　（略）	
6　第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の九の三の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。	6　児童福祉法第二十一条並びに第二十一条の九第六項及び第七項の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給付について、同法第二十一条の五の規定は、養育医療に要する費用について準用する。この場合において、同法第二十一条の九の四第四項及び第二十一条の五第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県	
7　児童福祉法第二十一条の九第七項及び第八項並びに第二十一条の九の二の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の九の三から第二十一条の九の五までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の九の四第四項及び第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項		

、保健所を設置する市又は特別区」と、第二十一条の九の五第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と読み替えるものとする。

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の九の五第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する

中「都道府県」とあるのは、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」と読み替えるものとする。

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあ

緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

つては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第六項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

○母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百七条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（養育医療）	（養育医療）	
第二十条　（略）	第二十条　（略）	
25 25　（略）	25 25　（略）	
6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の一の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。	6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の九の三の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。	
7 児童福祉法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区	7 児童福祉法第二十一条の九第七項及び第八項並びに第二十一条の九の二の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の九の三から第二十一条の九の五までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の九の四第四項及び第二十一条の五第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府県	

「と、第二十一条の四第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と読み替えるものとする。

、保健所を設置する市又は特別区」と、第二十一条の九の五第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と読み替えるものとする。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の九の五第一項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

(附則第一百八條關係)

改正案

別表第一（第六条関係）

一五（略）

ハ 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）

イ・ロ
(略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十九号）の規定に基づく自立

別表第一（第六条關係）

一五（略）

六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）

イ・ロ (略)

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の規定に基づく更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百一十七号）の規定に基づく

(傍線部分は改正部分)

支援医療費の支給に係る医療

二二ト (略)
七〇十三

く医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給
に係る医療

二二ト (略)
七〇十三 (略)

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百九条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改	正	案	現	行
別表第一（第六条関係）				別表第一（第六条関係）	
一〇五　（略）				一〇五　（略）	
六　次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）				六　次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）	
イ・ロ　（略）				イ・ロ　（略）	
ハ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第　　号）の規定に基づく自立		ハ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第　　号）の規定に基づく自立			

支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護

医療費の支給に係る医療

二二ト (略)

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ (略)

口 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるもののを除く。）

ハ (略)

支援医療費の支給に係る医療

二二ト (略)

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ (略)

口 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号、第五号若しくは第七号に規定する身体障害者授産施設、知的障害者授産施設若しくは授産施設又は同条第三項第七号に規定する精神障害者社会復帰施設（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項第二号（精神障害者社会復帰施設の種類）に規定する精神障害者授産施設及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ (略)

八〇十三
(略)

八〇十三
(略)

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）

（附則第百十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改	正	案
現		行

別表第一（第六条関係）

一〇六（略）

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）

第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項

第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての

別表第一（第六条関係）

一〇六（略）

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ（略）

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）

第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項

第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての

作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを

除く。)

ハ
(略)

八〇十三 (略)

ての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるも
のを除く。)

ハ
(略)

八〇十三 (略)